14　13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

この場合において、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第32条の24の２に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区別して記載することとし、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz　何kHz間隔　何波」、「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

［15～29　略］

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項、第25条第１項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式　略］

［注１～５　略］

６　２の欄は、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　④の欄の記載は、次のよること。

ア　認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請（届出）をする場合は認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

［イ～エ　略］

［７～９　略］

別表第五号の二　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の８の２において準用する第20条の２、第20条の３、第20条の３の２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

認定計画承継申請書　（届出書）

年　月　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第１項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第２項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第３項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）

14　13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

この場合において、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz　何kHz間隔　何波」、「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

［15～29　同左］

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項及び第25条第１項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式　同左］

［注１～５　同左］

６　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　［同左］

ア　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請（届出）をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

［イ～エ　同左］

［７～９　同左］

別表第五号の二　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の８の２において準用する第20条の２、第20条の３及び第20条の３の２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

認定計画承継申請書　（届出書）

年　月　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第１項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第２項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第３項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）